

# 社会福祉法人もみじ福祉会定款

## 第一章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### (1) 第二種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 福祉ホームの経営
- (ウ) 特定相談支援事業の経営
- (エ) 一般相談支援事業の経営
- (オ) 障害児相談支援事業の経営
- (カ) 移動支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人もみじ福祉会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県広島市中区吉島西二丁目1番24号に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上11名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

### (評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規程するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

### (評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

### (構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 公益事業に関する重要な事項
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、毎会計年度開始の前日までに1回、及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。  
3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。  
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。  
2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。  
3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。  
(1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。  
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。  
2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

(ア) 広島県広島市中区吉島西二丁目705番地73所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 第一もみじ作業所、第二もみじ作業所

1棟1098.89平方メートル(1階641.09平方メートル、2階457.80平方メートル)

(イ) 広島県広島市西区観音新町三丁目2760番地110所在の鉄筋コンクリート造陸屋根四階建 夢トピア

1棟1474.11平方メートル(1階490.21平方メートル、2階505.49平方メートル、3階427.72平方メートル、4階50.69平方メートル)

(ウ) 広島県広島市西区観音新町三丁目2760番地114所在の鉄骨造スレートぶき二階建ドリームハウス

1棟594.58平方メートル(1階294.98平方メートル、2階299.60平方メートル)

(エ) 広島県広島市西区観音新町三丁目2760番地113所在の鉄骨造陸屋根三階建第三もみじ作業所

1棟532.67平方メートル(1階176.63平方メートル、2階179.24平方メートル、3階176.80平方メートル)

(オ) 広島県広島市中区吉島西二丁目705番地76所在の鉄筋コンクリート造陸屋根三階建ハッピーホーム

1棟941.21平方メートル(1階316.26平方メートル、2階316.98平方メートル、3階307.97平方メートル)

(2) 預金100万円

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第38条 この法人が保有する株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

## 第七章 公益を目的とする事業

（種別）

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問介護員養成研修の事業
- (2) 知的障害者生活自立訓練の事業
- (3) 特別支援学校放課後対策の事業及び障害児いきいき活動の事業（特別支援学校）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第八章 解散

（解散）

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

（定款の変更）

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人もみじ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	浜 崎	勝	之
理事	田 村	和	成
理事	中 沢	道	成
理事	瀧 口	富	美 子
理事	井 上	亮	
理事	草 羽	英	俊
理事	松 尾	俊	英
理事	坂	ち	や 子
理事	見 吉	道	徳
理事	齋 木	貞	俊 子
理事	吉 田	桂	成 道
理事	井 上	一	道 夫
理事	久 保	正	道 夫
監事	佐 野	幸	三 郎
監事	白 石	禎	

附 則 (平成 年 月 日 広島市長認可)

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人もみじ福祉会 役員(理事・監事)名簿 (簡略版)

2018年4月1日現在

役職名	氏名	所属団体(職業)	就任日	任期
理事	井上一成	もみじ福祉会 施設長	2017年6月19日	選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。
理事	松尾俊英	もみじ福祉会生活支援センター 相談員	2017年6月19日	
理事	片山千絵	法律事務所 弁護士	2017年6月19日	
理事	葛城妙子	NPO法人 施設長	2017年6月19日	
理事	福田康彦	医師/家族会	2017年6月19日	
理事	伊世澄子	もみじ福祉会家族会	2017年6月19日	
理事	中沢道成	もみじ福祉会 施設長	2017年6月19日	
理事	古城門淳子	もみじ福祉会 施設長	2017年6月19日	
監事	堀田 稔	短期大学 教授	2017年6月19日	
監事	黒住茂雄	税理士事務所 税理士	2017年6月19日	

## 社会福祉法人「もみじ福祉会」 評議員名簿 (簡略版)

2018年4月1日現在

役職名	氏名	所属団体(職業)	評議員就任日	評議員任期
評議員	谷保清美	地域社協役員	2017年4月1日	4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。
評議員	原田 明	障害者団体役員	2017年4月1日	
評議員	塩見信彦	もみじ福祉会後援会	2017年4月1日	
評議員	小林雅通	会社員	2017年4月1日	
評議員	高田龍治	もみじ福祉会後援会、音楽家	2017年4月1日	
評議員	山床義明	町内会相談役	2017年4月1日	
評議員	岡田博美	病院職員	2017年4月1日	
評議員	飯星敬介	包括支援センター管理者	2017年4月1日	
評議員	田畑健雄	社会福祉協議会職員	2017年4月1日	
評議員	川本義弘	社会福祉法人施設管理者	2017年4月1日	
評議員	沖盛良明	地区民生委員	2017年4月1日	



## 社会福祉法人もみじ福祉会 役員等の報酬等支給基準

もみじ福祉会の役員(理事・監事)、評議員、評議員選任・解任委員会の委員、及び各種専門委員会の委員(以下、すべて委員という)の内、外部の委員に対する報酬は以下の通りとする。

1. すべての委員に対し、参加交通費分を補償するため、一回の会議参加につき、一律2063円の報酬を支給する。  
但し、委員の障害や疾病、当日の天候、会議の時間帯等の事情により、タクシー等の交通手段に依らざるを得ず、その費用が2000円を上回る場合は、その実費を交通費として支給する。
2. その他、会議以外の諸活動(見学・研修等)に要した費用、及び交通費については、その実費を支給する。
3. 役員(職員である役員を除く外部理事・監事)に対する、各年度の報酬総額は150万円を超えない範囲とする。

附則 この基準は2017年6月1日より施行する。

# 財 産 目 録

平成30年 3月31日 現在

別紙4  
(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
預金	もみじ銀行吉島支店 広島銀行吉島支店 ゆうちょ銀行	—	運転資金 運転資金 運転資金	—	—	205,826,205
現金	現金手許有高・小口現金	—	—	—	—	745,925
事業未収金	—	—	介護等給付費・利用者利用料等	—	—	96,609,566
商品・製品	—	—	就労グループ せんべい、クッキー等	—	—	2,861,133
原材料	—	—	就労グループ さをり、パン等	—	—	776,668
立替金	—	—	—	—	—	6,518
前払費用	—	—	火災保険料	—	—	646,049
仮払金	—	—	消費税中間申告分等	—	—	585,550
<b>流動資産合計</b>						<b>308,057,614</b>
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
建物	(第一・第二もみじ作業所) 広島市中区吉島西2-1-24 鉄筋コンクリート陸屋根2階建 (夢トピア)	1993年度	第2種社会福祉事業である。 拠点:第一・第二もみじ作業所、本部に使用している。	240,405,994	158,121,250	82,284,744
	広島市西区観音新町3-9-9 鉄筋コンクリート陸屋根4階建 (ドリームハウス)	2004年度	第2種社会福祉事業である。 拠点:生活支援事業、本部に使用している。	301,601,925	130,909,058	170,692,867
	広島市西区観音新町3-9-1 鉄骨造スレート2階建 (第三もみじ作業所)	2009年度	第2種社会福祉事業である。 拠点:生活支援事業に使用している。	136,817,500	43,522,777	93,294,723
	広島市西区観音新町3-9-3 鉄骨造陸屋根3階建 (ハッピーホーム)	2011年度	第2種社会福祉事業である。 拠点:第三もみじ作業所に使用している。	120,688,784	31,099,351	89,589,433
	広島市中区吉島西2-3-20 鉄筋コンクリート陸屋根3階建	2016年度	第2種社会福祉事業である。 拠点:生活支援事業、本部に使用している。	272,402,475	19,450,398	252,952,077
<b>小計</b>						<b>688,813,844</b>
定期預金	もみじ銀行吉島支店	—	—	1,000,000	—	1,000,000
<b>基本財産合計</b>						<b>689,813,844</b>
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	広島市中区吉島西2-1-24 第一もみじ作業所倉庫等	1993年度	第2種社会福祉事業である。	4,215,574	1,961,733	2,253,841
	広島市西区観音新町3-9-1 ドリームハウス倉庫等	2009年度	第2種社会福祉事業である。	142,800	142,799	1
	広島市中区吉島西2-3-20 ハッピーホーム内部工事等	2016年度	第2種社会福祉事業である。	444,400	218,244	226,156
<b>小計</b>						<b>2,479,998</b>
構築物	—	—	緑化設備、舗装工事等	14,908,302	8,398,342	6,509,960
機械及び装置	—	—	アルミ缶圧縮機、車載無線等	11,343,655	10,277,493	1,066,162
車両運搬具	日産シビリアン、トヨタトヨエース、トヨタハイエース 日産キャラバン、日産シビリアン、日産キャラバン 日産キャラバン、マツダスクラム、マツダスクラム マツダスクラム、マツダスクラム、マツダプレマシー スバルサンバー、日産セレナ、ホンダワゴン ホンダデュオ、ホンダデュオ、プリヂストン電動自転車	—	利用者送迎用等	47,295,517	43,089,639	4,205,878
器具及び備品	オープン他	—	給食設備、就労生産設備等	92,045,674	80,898,794	11,146,880
権利	電話加入権	—	施設利用	—	—	372,008
ソフトウェア	—	—	—	2,166,858	1,031,402	1,135,456
水道施設負担金	第三もみじ作業所・ハッピーホーム	—	施設建設時負担金	2,946,600	934,250	2,012,350
預託金	車輛リサイクル券	—	車輛廃棄用	—	—	200,460
差入保証金	敷金、保証金他	—	事務所、駐車場等	—	—	234,000
退職給付引当資産	広島県互助会退職手当資金交付事業	—	退職共済制度	—	—	20,934,100
運営資金積立資産	定期預金 大和ネクスト銀行ビジャモン支店	—	不測の事態における人件費等運営資金	—	—	65,000,000
修繕積立資産	定期預金 もみじ銀行吉島支店	—	施設大規模修繕目的	—	—	33,000,000
建設積立資産	定期預金 大和ネクスト銀行ビジャモン支店他	—	将来における施設建設目的	—	—	182,000,000
工賃変動積立資産	定期預金 もみじ銀行吉島支店他	—	工賃保障の為	—	—	2,818,991
設備等整備積立資産	定期預金 もみじ銀行吉島支店	—	就労支援に要する設備目的	—	—	2,236,080
<b>その他の固定資産合計</b>						<b>335,352,323</b>
<b>固定資産合計</b>						<b>1,025,166,167</b>
<b>資産合計</b>						<b>1,333,223,781</b>
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	—	—	—	—	—	6,455,396
1年以内返済予定設備資金借入金	—	—	—	—	—	4,250,000
職員預り金	—	—	—	—	—	732,929
前受金	—	—	—	—	—	19,940
仮受金	—	—	—	—	—	383,355
<b>流動負債合計</b>						<b>11,841,620</b>
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	—	—	—	—	21,250,000
退職給付引当金	広島県互助会退職手当資金交付事業	—	—	—	—	20,934,100
<b>固定負債合計</b>						<b>42,184,100</b>
<b>負債合計</b>						<b>54,025,720</b>
<b>差引純資産</b>						<b>1,279,198,061</b>

# もみじ福祉会 2017年度 事業報告

○2017年度の特徴

- \* 事業
  - ・将来構想第四期5カ年計画最終年・・第五期計画の草案。
  - ・人材確保状況・・尚、若干補充の要。 2018年3月で60歳定年者5名。
  - ・きょうされん全国大会 in 北海道 9/15-17
- \* 事例
  - ・高齢化・重度化進む Mさん：入院(肺炎)、Tさん：肺炎、Yさん：肺炎  
Hさん：足骨折、Tさん：白内障(手術)、Kさん：膝骨折
- \* 情勢
  - ・「改正社会福祉法」施行・・新定款、新評議員会・理事会、充実残額、地域貢献、他
  - ・「障害者総合支援法3年後の見直し(2018年4月施行)」を控えて
  - ・報酬改定(2018年4月施行)とその影響に対して

## 【重点課題】

1. 将来構想第四期5カ年計画(2013年～2017年)・中間見直し後の課題を推進します。

1) 次のホーム建設にむけて

事業報告にあるように、つばさ跡地では限定的な建物設計となり、対象者や職員配置等の経営面での課題も明らかとなりました。

但し、もし方針の変更があっても、土地購入の約束については実行を求められます。

このため、①この土地をグループホームとしての活用か他目的使用かについてしっかり協議し、早期に決断します。②もし他目的への方針転換を行った場合は、次のホームを期待していた利用者・家族への真摯な説明、及びこれに代わる今後のホーム開設方針の決定・説明を行います。

→①将来構想検討委員会にて、つばさ跡地には、2020年開設を目途に、3階建て、定員4人のグループホーム及び地域交流スペース(作業室あるいはギャラリー等の地域貢献)等の複合施設を建設する構想を練ってきました。本構想については尚関係者の緒論があり、見直しを含めて早い時期に決着をみたいと考えます。土地取得については既に理事会の承認を得ており、施設整備事業計画の承認後、至急、土地購入手続き(譲渡所得特別控除)及び建設計画の具体化に入ります。

②古江土地に次のホームを期待していた利用者・家族には用途変更の経過を説明しました。

また、これに代わる今後のホーム開設方針については建設会社等の「建て貸し方式」を柱に進めることを決め、説明会等を行って理解を広げるとともに、業者との連絡や調査を進めて来ました。12月には東本浦の土地照会があり、好立地であることや基本設計図面からも求める諸条件が大凡叶えられる見通しのため、2019年4月開設にむけて折衝中です。3月2日にはハッピーホームを希望しつつ漏れた利用者を優先に説明会をもち、入所希望の確認に入りました。

もみじ福祉会にとって初めての建て貸し方式の活用であり、契約内容・資金計画・運営見直し等々、慎重に検討しつつ進めます。また、やはり人材の確保が最大の課題であり、積極的に取り組んでいきます。

2) 重度身体障害のある人の日中活動の場(生活介護事業)づくり

将来構想検討委員会・重度日中小委員会、望むべき施設の中味を明らかにし、広島市への土地貸与要請を含め、次期計画に繋げます。

→小委員会の会議開催が不十分となって具体的な進捗が見られず、次期中期計画に持ち越しました。

3) 放課後等サービスの検討を継続する

観音地域での「いきいき活動事業」の解消と放課後等サービス事業への発展や、特別支援学校2校の放課後対策事業を継続しつつ、安佐北・南区地域での放課後等サービス事業への転換(開設)にむけても引き続き検討します。但し、同事業の飽和状態、あるいは厚労省の放課後等サービス事業に関する運営の見直し方針等、諸情勢を鑑みつつ進めます。

→尚、経過をみている状況であり、進めることができませんでした。

「いきいき活動事業」の解消について、新年度においてはめーぷる事業から離れ、地域貢献の意味からも福祉会の事業として継続ができないか検討中です。

2. グループホーム・福祉ホームの支援の充実をはかります。

1) 安定した土・日の開所(365日開所)をめざす。

・職員体制は若干不備の状況ながら、既に各ホームとも実質的には365日開所に入っています。

この安定実施のために、引き続き職員体制の確保・維持はもちろん、土日の活動の充実のための支える体制づくりに努力・工夫します。

→利用者の疾病・怪我に起因して、ドリムハウスに続き、ハッピーホームも365日体制を組む状況となりました。当面は体制の工夫で対応しつつ、逐次、ホームごとに望まれる職員体制とその確保を進めて来ました。

土日の活動については、365日利用者の最も多い夢トピアで、利用者の希望を把握しつつピクニックなどの集団活動を試行的に開始し喜ばれています。

・就業規則第25条(休日)2項について、年間を通じた勤務表が組めるよう適切な見直しを行います。そのため、引き続き、労使定期協議等にて理解と意識づくりをはかります。

→既にほぼ年間を通じた勤務表としていますが、365日体制は各ホームで逐次整備していかざるを得ず、経過をみつつ見直しを行います。

夢トピアは独自で365日体制(勤務表)を組んだ場合の必要職員数を試算しました。若干の増員で可能な見通しも出ましたが、ただ今後、もみじ福祉会の運営するホーム全体に対応する「一元勤務体制」とするか否かについても協議中であり、これを含めより柔軟で効率的な職員体制づくりの検討を進めます。

### 3. 職員の確保、及び資質の向上・人材育成に取り組みます。

また、働きがいのある職場づくり、協力・共同できる職員集団づくりに取り組みます。

#### 1) 職員の確保

・福祉業界の極めて厳しい採用環境が続いており、給与規程の再改定を行い、初任給等の改訂で給与的にも魅力ある福祉社会をめざします。労使協議を続け2018年の実施をめざします。  
→職員数については、ほぼ充足に達していましたが、年度末での退職者や産休等により、全体で数名の欠員が発生しており、現在尚募集中です。

給与規程の再改定については、労使協議にて改定案を提示し、労組ではアンケート取得、事業所では職員個別懇談時に意向を把握しました。個人懇談では圧倒的に賛成意見や「お任せ」が多数でしたが、労組の意見集約では意見が分かれ、執行部からは2月8日の労使協議にて改定見送りの回答がありました。今後は労使の基本協定に基づき強硬な実施をせず、職員の不安を解消し了解の得られる給与規程づくりについて再検討を行います。

・求人方法について、引き続き学校との連携を深める努力や面談方法の工夫・改善をはかります。  
→2018年度は新規事業の開設予定はありませんが、60歳定年者が5人あり、継続雇用の希望の有無等を確認した結果、4人が当面常勤準職員としての再雇用を希望し、1人が退職となりました。またホームの365日体制への補充も視野に入れ、2018年4月の新卒採用を当面3人と設定しました。

県内を中心に30校余りに募集要項を配布し、7/15に第一次面接、8/26に第二次面接を実施。もみじ福祉会の実習経験者及び見学来所者から3人を内定し、追加募集1名を加えて計4人の新卒採用となりました。中途入職者を含め4月2日に入職式を行います。

今後も職員の動向も踏まえ、逐次採用していきます。

・ホームページのリニューアルを完成させ、情報発信や宣伝効果を高めます。

→6月に漸くホームページのリニューアルが完成、適宜更新も便利となり、スマホからのアクセスも可能となって、一層の来場者の増加と効果が期待できます。今後もアクセス数や流入経路を集計・分析しつつ必要な改善を図っていきます。

#### 2) 人材育成、職場づくり

①一昨年度再開した「研修システム検討会議」の協議を継続し、研修システムの充実をはかります。

→会議開催ができず中堅研修については進捗できていません。新入職員研修については、逐次改良をはかりつつ年間計画として実行できました。

②研修を重視し、内部・外部両研修の一層の充実と工夫で、職員の資質向上をはかります。

→17年4/15にはもみじ福祉会全体総括会議を開催、情報の共有や、グループ討議にて有意義な意見交換が行えました。内部研修では、各事業所での事例検討会等の継続、児嶋先生を招いての発達保障等の研修会、高橋先生を招いての発達診断を踏まえた事例検討会・学習会を開催。外部研修では、広島市協会の新人研修や、きょうされんの分野別研修会・実践交流会等へ参加しました。また、9/15-17の「きょうされん全国大会 in 北海道」には、仲間8人・家族4人・職員6人の計18人が参加しました。

③職員アンケートやそれに基づく個別懇談を継続し、また職場・グループ討議のあり方を工夫してチームワークを大切にする職場環境と職員集団づくりに努めます。

→7/14日切りの全職員アンケートを実施、8月から各事業所でそれに基づいた個人懇談を実施し、各職員・グループ・事業所・もみじ福祉会全体に関する問題・課題等の意見把握と集約、改善討議を進めています。

アンケートの集約からは、事業所・福祉会の主な課題として、「もみじ福祉会の民主制の維持発展」「規模拡大に応じた業務のマニュアル化・合理化」「中堅・ベテランを含めた職員の育成」「勤務に平等な職員集団づくり」「中間管理職も含めた管理組織のあり方」「虐待・人権問題への対処」「40周年の迎え方―残すべき大切な物の共有」「事業所間の交流と職員の団結」等々、いづれも重要な課題が抽出されています。2018年事業計画のなかにも反映し、ひとつひとつ前進させていきます。

④より良い職場づくりにむけては、労使協議等を通じて労使が協力共同できる環境をめざします。

→労使定期協議を継続し、給与規程の再改編、残課題である超勤セブ課題や各事業所の経営改善等の諸課題について改善協議を進めてきました。前述の通り、給与規程の再改編については見送りとなりましたが、尚より良い改編にむけて協議を継続します。また超勤セブ課題や各事業所の経営改善等の諸課題についても、難課題ではありながら各事業所及び労組でも協議や意見把握が進んでおり、可能な所から実行していきます。

・職員の資格取得を応援するため、「資格取得祝い金」制度を実施します。

→上半期の資格取得者2人について祝い金を支給しました。

### 4. 拡大する事業にふさわしい健全な運営と財政見通し、および中長期的な人事構想のもてる組織(機構)作り取り組みます。

1)「働き続けられる給与システムと、次代の人材確保」にむけて、2015年7月より給与規程の大幅改編を実施しました。これに伴う人件費増に留意し、福祉会の健全な経営＝収益増と赤字事業所の改善に引き続き努力します。

また、人材確保のための給与規程の再改定をはじめ、継続・残課題である超勤問題、各事業所の経営改善課題等に取り組みます。

→3項で記した通り、労使協議や個人懇談等を通じて、労務や運営に関わる諸課題の解決・改善に取り組んできましたが、また顕著な成果を上げる段階には至っていません。ただ前回の給与規程の大幅改編(常勤準職員全員の正職化)後は離職率が減少したとの良い報告も受けており、引き続き人件費の推移に留意しつつ健全運営をめざします。

尚今回の報酬改定において、生活介護事業(第一・第二作業所)・就労継続B型事業(第三作業所)及び居宅介護事業(ハルパ・ステーション夢比ア)に相当のマイナス影響が予測され、その対策を検討します。

- 2) 「将来構想の事業展開＝施設建設」と「人材確保・定着」のバランスに配慮しつつ、経営・財政計画をしっかりと作っていきます。
- 1. の第四次計画の最終年にあたって、来年度からの「第五次将来構想5カ年計画(案)」を作成しました。10月より、職員会議・家族会・自治会等に草案を示して協議戴いており、18年度早期に最終案を提示する予定です。これに関わる資金計画や人材確保にも計画性に留意して取り組みます。

また、今後、新規の事業展開のない年度においても、毎年2-3人の新卒者の採用を行い、退職者補充や職員の世代バランスを考慮した職員体制づくりに努力します。

#### 5. 高齢化に伴う課題をより明確にしつつ、取り組みを進めます。

- 1) 将来構想検討委員会・高齢化対策小委員会を事務局検討段階から委員会に昇格させ、理事・評議員あるいは外部専門家の参加を得て、最終提言づくりに取り組みます。
- 外部委員4名(予定は5名)・家族委員2名の参加を得て、7月19日に第1回高齢化対策小委員会を開催し、経過の確認や今後の課題・進め方等について質疑・意見交換を行いました。以降、間に事務局会議を持ちつつ2か月に1回の委員会を開催し協議を進めています。2018年度中には一定の提言をまとめたいと考えます。
- 2) いわゆる「65才問題」等、福祉事業を超える課題については、他事業所・団体と連携し社会保障・福祉政策そのものの改善・充実を求めて行きます。
- 「総合支援法3年後の見直し」についてもしっかりと研究し、これに係わる介護保険事業への参入課題等について検討します。
- きょうされんや広障連その他の各上部団体を通じて、厚労省・広島県・広島市等への働きかけを行いました。3年後の見直し結果が18年4月から施行されますが、特に経過措置となっていた「グループホームへの重度訪問」「食事提供体制加算」の動向については、即大きな影響を受けるため、注視してきました。両案件ともは諸団体の精力的な働きかけ・運動によって、継続が決定するという好結果を得ることができました。しかしこれが3年間の経過措置延長でなく恒常的な制度化となるよう引き続き運動していく必要があります。
- 65歳問題については、引き続き介護保険優先原則の撤廃を求めつつ、厚労省の「共生型サービス」の方針についても慎重に研究していきます。

#### 6. 社会福祉法改正に係わる法人諸手続きを進めます。

- ・新定款の運用に係わる諸規程を逐次整備します。
- 定款の変更、関係する諸規程についてはほぼ整備しました。
- ・新評議員会・新理事会の機能が適切に発揮できる運営に努めます。
- 初年度のスタートはほぼ良好と捉えています。今後さらに研究・工夫していきます。
- ・もみじ福祉会の将来構想計画(事業展開構想)に基づき、『社会福祉充実計画』の策定を行います。
- 社会福祉充実残額は発生しませんでした。将来構想においては資金計画に留意していきます。

### 【もみじ福祉会のめざすものの実現に向けて】

#### I. 利用者の生きる力の獲得、生活の質の向上にむけて

##### 1. 豊かな労働・日中活動づくり

- ① 利用者の障害や発達段階に見合った作業種目・作業行程および活動内容の研究開発
- 各運営会議や事例検討会で利用者の情報を共有しつつ、上記の取り組みを続けていますが、高齢化・重度化の波や作業所環境の制限もあり、個々の利用者にとって魅力有る作業内容が充分保障できているとは言えず、尚研究・工夫が必要です。
- ・第一第二作業所の工賃アップへの取り組みについては、昨年度に続き工賃増がはかられました。リトルグループやタノホグループの堅調、せんべいグループの製品の好評(S1サミットにて最優秀賞受賞)、企画グループのTシャツ等の売り上げ順調、さをりグループの展示即売会での奮闘(初80万円突破)等々、工夫と努力が実りこれは利用者の意欲にも繋がっています。
  - ・第三作業所では、パン・クッキー・配食のそれぞれのグループで新商品作りや新たな役割の設定意欲的に仕事ができるよう取り組んでいます。どのグループも「食」に携わっているため、定期的な衛生学習や日頃の声かけなどを通してお客様に安心安全な商品を届ける意識づくりを行っています。また、利用者の加齢に伴って仕事の合間のストレッチや座ってできる仕事を組み込むなど、健康への配慮も行っています。
- ② 看護師や理学療法士と連携した利用者の健康推進、及び重度障害を抱える利用者の二次障害予防のための研究・実践
- 今年も健康推進委員会、健康推進部を中心に個別対策・全体対策に取り組み、健康維持や予防をはかりました。第一・第二作業所では引き続き個別あるいは集団的に理学療法士の指導を得た他、専門家の協力を得て対象者を設定した健康作りの取り組み(7-ルなど)を継続しました。
- ただ、高齢化に伴うと思われる疾病や怪我が目立ってきている感は拭えません。また、ノロウィルス等への対策も講じてきていますが、罹患時の出欠のあり方については最終結論をえていません。他に、服薬に係わるミスが続いていることなど、支援のあり方にも引き続き工夫・改善を要しています。
- ③ 自立心や自立意識を育てていく立場に立った自治会活動の充実
- 第一第二作業所の自治会活動を支援し、幾つかの行事を主催した他、利用者の要求をまとめ

て所長交渉も行われました。

- ④ 社会経験を広げていく場として、また、レクレーションの場としての各種行事の実施  
→ ほぼ予定通り実施でき楽しい経験と時間をもてました。  
しかし高齢化・重度化のため、行事への全員参加が年々困難化しており、第一第二作業所では海水浴への参加者の減少から、当日は作業所も開所できるよう工夫しました。また安全確保のため、支援者を職員中心として一泊旅行の半数づつの実施を開始しました。
- ⑤ 文化活動・クラブ活動の定着・充実  
→ クラブ活動は計画通り実施でき楽しい時間を過ごせました。引き続き？、文化活動では利用者のアートの力に注視し、自主製品にも取り入れて好評を得ています。
- ⑥ 地域の要求と連携しつつ、新たな日中活動の場づくりの取り組み。  
→ 重点課題に既述。参照下さい。

## 2. 豊かな生活・暮らしの場づくり

- ① 「合築ホーム夢トピア」「グループホームドリームハウス」「合築ホームハッピーホーム」「グループホームたんぼぼ」の運営の安定と支援の充実  
→ 職員体制は徐々に整い支援の充実も図られていますが、尚厳しい勤務状況も続いています。ホームへの訪問介護やりハ、マッサージなど医療との連携が進んでいますが、一層の医療面での充実が望まれます。
- ② 古江跡地の有効な活用も含め、次のホーム開設にむけた準備  
→ 重点課題に既述。参照下さい。

## II. 地域に根ざし、地域の障害者・関係者の福祉的ニーズに応える法人づくり

### 1. 地域に根ざした作業所・ホームづくり

- ① 広報活動の充実  
・ もみじ福祉会ニュース「がんばろうや」の内容の充実ときめ組かな地域配布への取り組み  
→ 年3回の発行と吉島・羽衣6町内会及び観音新町町内会への回覧を行い、地域との絆を維持しています。  
・ ウェブサイトのリニューアルと一層の充実  
→ ようやくリニューアルが完成しました。重点課題に既述。参照下さい。
- ② もみじ福祉会のもつ施設・設備・情報・人材の地域における福祉的ニーズへの開放、貢献  
→ 諸大学・専門学校からの学生実習や刑務官実習、小中学校からの職場体験実習やボランティア体験実習などを積極的に受け入れました。また小中学校の車イス体験学習や、特別支援学校のネットワーク活動への支援など、引き続き地域のニーズに旺盛に応えています。
- ③ 地域・町内会行事等への参加や共同企画の推進  
・ 町内会諸行事への参画や依頼への対応。作業所まつり、夢フェスティバルの協同実施など  
→ 作業所祭りや夢フェスティバルは、地域の諸団体の参加と支援を得て、地域の祭りとして定着しています。町内の諸行事(飯盒炊爨フェスタ、とんど祭り、盆踊り、秋祭り等)にも引き続き積極的に参加あるいは協力しています。吉島地域ではハッピーホームができたことで町内会会員として一層連携がはかれるようになった他、地域の諸団体の活動への協賛依頼にもできるだけ応じることで、一層地域に根ざしてきています。  
→ 自治会ひまわり会では、地域の小学校(吉島小・舟入小・中島小)との共同企画で、毎年交流会を開催し、相互理解を進めています。特に今年は中島小学校の障害者や作業所理解への熱意あふれる取り組みには感心させられました。

### 2. 地域の障害者・家族への支援と諸要求実現に向けて

- ① 地域の諸団体との協力・共同の推進、関係機関への働きかけ  
→ 重点課題に既述。参照下さい。
- ② 「障害者生活支援センターめーぷる」の障害者自立支援活動の推進  
→ 今年度も基幹相談73件、委託相談1770件、特定相談6502件の三事業で総数8345件にわたる多様な相談を受け、また、「いきいき教室」や「物づくり、夢づくり」などの社会生活力を高める活動も積極的に取り組んできました。  
その中で、広島市は来年度から相談事業の役割の明確化、活動内容の見直しを推し進め、基幹、委託相談の専従化、委託相談からピアカウンセリング、社会生活力を高める取り組みを業務から外し、基幹相談に地域生活支援拠点の受託を義務付け「わが事丸ごと地域共生社会づくり」の中心に据えることを位置づけているようです。  
今後ますます相談事業の果たす役割が大きくなる中、制度に合わせる相談事業ではなく、本人主体の相談をしっかりと実践していくためにも、体制の強化や一人ひとりの資質の向上がさらに求められてきています。  
来年度から相談業務から外れることとなった「いきいき教室」や「物づくり、夢づくり」は、利用者からの高い評価を受け、継続の希望もあることから福祉会事業として継続を検討しています。
- ③ 「もみじヘルパーステーション夢トピア」による在宅障害者への介護サービスの拡充  
→ 昨年度に引き続き、2年連続、広島市実地指導があり、2日間に渡り、厳しく調査が行われました。特定事業所加算の関係からも、指摘の厳しさは増し、改善点については、早急かつ的確な対処が求められました。仲間たちの地域生活を支える一翼として、さらなる事業の拡充や事務的整備の課題にも正面から取り組む必要性を痛感した1年でした。2つの福祉ホームを抱え、365日ホームで暮らす仲間が増えてくる中、ヘルパーの量の確保、質の向上にも引き続き取り組み、より良い支援に繋げていきたいと思えます。

- ④「短期入所事業」による在宅障害者・家族への支援の拡充  
 →短期入所事業のニーズは高く、地域の福祉資源として大切な役割を果たしています。職員体制・ホームで暮らす仲間たちの現状から、すべてのニーズに応えられない現状はありますが、3つのホームで連携し、精一杯の工夫をしながら、受けています。昨年から短期入所をスタートさせたハッピーホームも、今年度は続々と契約希望が出され、フル回転の状態になりました。福祉会としても、大切な事業と位置付け、さらにホーム間の連携を強めながら、期待やニーズに応えていきます。
- ⑤訪問介護員養成研修事業や福祉講座等の実施による福祉人材の育成や貢献  
 →昨年7月に「全身性障害者外出介護従業者養成研修(A課程)」を開講しました。ヘルパー2級以上の資格が必要な研修だったため、結果的には、内部職員13名の受講に留まり、人材確保の取り組みには繋がりませんでした。しかし、受講してもらった職員さんには、今まで従事出来なかった、全身性障害児・者への移動支援に携わってもらえる事が出来たり、講座を通じて学習を深めてもらう良い機会になりました。
- ⑥障害をもった児童・生徒のニーズの把握と支援体制づくり  
 ・県立広島特別支援学校、県立北特別支援学校の放課後対策事業の継続、充実  
 →本年度も2校の事業を受諾し、職員の交替がありながらも活発な活動を展開しました。一昨年より広島特別支援学校では知的障害者の受け入れも開始され利用者が増加しました。また、利用者の重度化もあり、一層の職員の対応力が求められています。2月に生じた統括責任者の疾病・入院による運営・実践体制の弱まりへの対策を講じていきます。  
 ・放課後等ディサービスの検討  
 →重点課題に既述。参照下さい。

### III. 人材育成・職員の資質の向上

- ①「もみじ福祉会のめざすもの」学習とそれに沿った実践の追求  
 →例年通り、新入職員研修の講座に「めざすもの」の学習を取り入れた他、実践の要となる発達保障の視点から、福山市立大学の高橋実先生を招聘し、利用者の発達検査とそれに伴う事例検討会を行いました。利用者理解の深化と職員の資質向上をはかりました。また福祉会として毎年取り組んでいる、きょうされん国会請願署名の請願内容を学びあうことで、障害のある方を取り巻く福祉情勢の課題、問題を学び、運動につなげていく機会としました。
- ②内部研修体制の整備・充実と外部研修会の効果的な活用  
 ・初任者研修の充実、中堅、ベテラン職員の研修システムの研究、創設  
 →初任者研修は、本年度も年間を通じたスケジュールを作成し実施しました。開催方法、内容とも概ね好評です。「こんなことを学びたい」という意見も聞きながら、より一層内容充実につとめていきたいと思えます。  
 中堅・ベテラン研修システム研究、創設については手つかずのままです。必要性、ニーズは充分理解しているので、早急に着手したいと考えています。
- ・障害者の特性や発達についての知識の修得  
 →上述の通り、福山市立大学の高橋実先生を招聘し、発達診断を利用者理解の手がかりとして、実践を重ねていく大切さについて学びを深めました。また広島都市学園大学、児嶋芳郎先生をお招きし、「発達保障とは？」何かについてお話しいただきました。また全障研・きょうされん中西南ブロックが共催する発達学習会に自主的に参加する職員もいました。利用者の発達診断を受けて、作業所の枠を超えて実践についての意見交換を行い、日々の取り組みに役立てられています。
- ・人権問題、障害者差別解消法等の学習  
 →2016(平成28)年に起こった津久井やまゆり園事件について、福祉会全職員で考える時間をもちました。人間の尊厳、人権に優劣はつかないことを再確認しあいました。利用者をどう捉え、日々関わり合っていくか意見交換し、学びを深めました。
- ・作業行程の組織、仕事おこし、製品開発などに関わる知識・技能の修得  
 →第一第二作業所では、せんべいグループが新商品「えびあげせん」開発に取り組み、S-1サミット(福祉事業所で作られたお菓子の品評会。カープファン感謝デー来場者の投票で賞が決定します。)で2年連続最優秀賞受賞、企画販売グループは新商品「ロボットパンダ」発売、さをり縫製グループは、毎年取り組んでいる展示会で過去最高の売上更新(80万円超)と成果をあげました。資源回収事業はグループを超えて取り組み、利用者の仕事確保、給料アップに貢献しています。  
 第三作業所では、お客様に安心して食べてもらえるような品質や技術の向上をめざしています。大量の和え物でも均一に味を付ける技量や記事の混ざり具合の見極めの力など着実に力をつけています。また仕事に直結する衛生学習や接客学習を行い、「食」に携わる(衛生)意識と責任が持てるよう取り組んでいます。
- ・健康づくり・生活支援・自立支援・相談支援に関わる知識・技能の修得  
 →きょうされんを中心に各分野の外部研修(分科会)に積極的に参加し、見識を深めました。また外部研修に参加した職員が、内部で報告し職員間の情報共有に努めました。  
 地域福祉推進委員会が主催し、埼玉みぬま福祉会澤田さんをお招きして、学習会を開催しました。生活支援職員、日中支援職員それぞれにご講演いただきました。利用者、家族関係者のねがいから広く事業を展開するみぬま福祉会の実践を聞き、大いに刺激を受け、日々の実践に役立てようと取り組みました。
- ・福祉の制度や政策、運動についての知識・情報の学習と政策能力の形成  
 →諸団体の研修や集会に参加したほか、内部研修でも、高齢化対策小委員会からの報告、ケース

検討。地域福祉推進委員会が主催し、吉島地域向けに「よくわかる介護保険」という学習会を開催しました。地域包括支援センター長さんからの報告、立命館大学教授石倉康次先生の講演を聞き、介護保険制度のあらましについて学びました。共生型サービス導入、いわゆる65歳問題など障害福祉分野にとっても介護保険制度は大きく関わってきます。何が課題で、どう整理し、福祉会としてどう対応していくべきか検討する必要があります。

2017(平成29)年末、突如厚労省より示された、食事提供体制加算2017年度廃止の方針を受け、利用者、職員、関係者の声を集め、廃止反対を訴えました。反対の声が相次ぎ、廃止の方針が撤回された状況を見て、声を上げることの大切さ、運動の大切さを再確認しました。

- ・施設や法人運営に関する知識・情報・ノウハウの修得と政策能力の形成
- 管理部、事務部では行政の研修や集団指導、あるいは社協や各所属団体の学習会等に積極的に参加して知識・情報等の習得に努め、より着実な運営に努めています。

2017(平成29)年度末に示された、平成30年度報酬改定を受け、運営シミュレーション、対応を協議し安定した法人運営を進めるべく検討しています。

### ③協力専門家の拡充

→引き続き、めーぶる開催の教室、作業所のクラブ活動や絵画教室、さをり展示会のディレクション、あるいは内部研修の講師等々、多方面の専門家の協力を得ました。また、今年度から将来構想検討委員会の小委員会にも専門家の協力を得ています。

### ④研究・運動団体との連携を通しての研修

→本年度も、重点課題に既述のごとく、きょうされんの研修を中心に、全障研、広障連の学習会や交流集会上に積極的に参画しました。

### ⑤職員の組織集団としての質・力量の向上。虐待防止対策。

→より良い職場づくりを目指し、各職場の職員間あるいは管理者と職員のコミュニケーションの一層の改善をはかるべく、運営に係わる会議の改組や充実をはかり、労使定期協議でも議題として協議を続けています。全職員アンケートを実施し、それに基づく個人懇談を実施。明らかになった諸問題や課題の解決・改善に取り組んでいます。

## VI 財政基盤の強化

### ①財政対策の検討と展望づくり

- ・各事業所ごとの、健全な経営維持あるいは改善にむけての検討
- 第一・第二作業所では引き続き第一第三土曜の開所を継続、収益増に貢献しています。グループホームでは一昨年より？広島市独自の重度加算が開始され、経営状況の一定の改善をみているが、ホームによっては利用者の不調による利用率の低下も見られ対策を要しています。第三作業所の経営改善のための契約者増ははかれませんが引き続き努力を続けています。また重点課題に既述のごとく、報酬改定の影響が懸念され、対策の検討を要しています。
- ・将来構想第四期計画の中間見直しにもとづく、事業計画・資金計画の練り直し
- 次期将来構想計画への継承準備
- 社会福祉法改正に係わる資金計画の作成（「社会福祉充実計画」の作成）
- 重点課題に既述。参照下さい。

### ②支出削減と収益増への取り組み

- ・支出の節減に向けての普段の点検・努力
- 前年度に続き、電力の契約会社を変更しました(ハッピーホーム)。
- 一部施設にてコピー機のカラー機能制限設定を行っています。
- これまで個別契約だった給油契約と合わせて、複数スタンド対応の給油契約を追加しました。
- ・諸助成金、補助金の有効な活用
- 労務ではキャリアアップ助成金及び特定求職者雇用開発助成金のの活用を継続中。また、当年度より広島市の福祉人材養成支援補助金がスタートし、活用中です。
- 施設整備では、社会福祉施設等施設整備防犯対策補助金(国庫補助)が交付され、第一第二作業所に防犯灯・防犯カメラ、夢トピアに防犯カメラを整備しました。

### ③事業拡大にこたえる事務体制の整備

→一昨年、ハッピーホーム開設という事業拡大はありましたが、一層の効率化・合理化を含めた対策や業務分掌の工夫で、原状の事務体制で何とかクリアしてきました。しかし労働強化は否めず一層の工夫を要します。また年度末の退職職員の補充・戦力化にもしっかりと対応していきます。

## V. もみじ福祉会運営組織及び職員の労働条件の整備

### 1. 運営組織の整備

- ①社会福祉法改正に伴う評議員会・理事会の改編と活性化
- 法改正に伴い、2016年度末に定款の変更、評議員選任・解任委員会の設置の後、同委員会にて11名の新評議員が選任され無事新たなスタートが切れました。議決機関として適切な運営・協議を期待します。
- また、理事会も外部理事4人内部理事4人の8人体制で新たにスタートしました。監事2名の監査を受けつつ、執行機関としてしっかり活動します。
- ②家族会との連携強化
- 管理部が毎月の役員会・例会に出席し、運営状況や情勢等の報告、質疑応答を継続しました。引き続き理事会あるいは将来構想検討委員会に家族会代表が入り、意向や要望の把握と連携を重視しています。
- ③管理運営会議及び各運営会議(基幹会議)の体制、任務、分掌、及び連携のあり方の検討、改善



→2016年度の管理体制の変更に伴い、管理運営会議は新所長2人を加えた7人の構成となり、任務・分掌を改編して進めてきました。新たな発想・意見もありより活発な協議となっています。

各事業所の運営会議等も順調に開催されており、引き続き必要な組織の見直しをはかりつつ、管理運営会議を筆頭に機関の責務・役割を自覚して進めます。

④ 管理的職員の任務と分掌の明確化

→2016年度のハッピーホームの開設に合わせ、生活支援職場の管理的地位にある職員の職務・職責表を改編し、若手管理者の登用、分掌・責務の分散化をはかりました。今後も管理者と中間管理者の連携にも配慮し、管理・運営の円滑化を図ります。

⑤ 協力専門家との連携の強化・充実

→重点課題に既述の通り、現状を維持しています。さらに将来構想や法人運営への協力者・アドバイザーを募っていきたいと考えます。

⑥ 人材の確保と適性配置

→重点課題に既述。参照下さい。

## 2. 労働条件の整備

① 多様化する実践及び利用者の要求に応えうる処遇の追求と、働きやすい労働条件づくりの両立についての検討継続。

② 労組も含めた、組織のあり方や労働条件についての検討。

・ 正職化実施後の残課題の継続協議、経営実態の点検と対応。

・ 一層魅力有る給与体系、職場づくりの検討、協議

→2015年7月の、常勤準職員全員の正職化実施以降、職場づくりにも好影響が生じています。しかし、給与規定の前歴換算方法の低位化により、中途採用者の処遇の厳しさが目立っている他、新卒採用者の初任給が他法人に比して低い課題等が生じています。只、もみじ福祉会は期末勤勉手当等諸手当は充実しており総年収としては遜色なく、より魅力的な給与体系にすべく、賞与の一部を基本給に振り当てる案を作成し検討してきました。2016年7月より月1回の労使定期協議を再開し、本案を提示、協議してきましたが、労組（アクト）の多様な意見を鑑み、急がず2017年度も引き続き労使協議を継続して来ました。しかし年度末までに合意には至らず、現段階での到達点及び今後の方針は重点課題に既述したとおりです。

また、本労使協議では、昨年度からの残課題(超勤、給与格差等)や、その後の各事業所の経営実態の点検と対応に関する協議の他、夢トピアの勤務の厳しさの改善要求についても協議を続けています。

引き続き、魅力有る給与体系への再改定や残課題の解決はもとより、働きやすい職場づくりに向けても労使協議を重視し、継続していきます。

# もみじ福祉会 2018年度 事業計画

## はじめに

昨年度は・・・

- 事業面では、将来構想第四期 5 年計画の最終年であり、第五期計画の草案を練った一年でした。また、運営上の最重点課題である人材確保について努力し、ほぼ充足に近づいた年でした。
- 利用者の状況では、相次ぐ疾病への罹患や怪我など高齢化・重度化の進行が肌で感じられ、特に健康・医療面で諸対策の一層の充実が問われています。
- 取り巻く情勢では、「改正社会福祉法」施行の年として、新定款、新評議員会・新理事会、充実残額、地域貢献、等への対応が迫られましたが、ほぼ円滑な移行が行えました。  
また、2018年4月施行の「障害者総合支援法3年後の見直し」及び「報酬改定」を控えて、研究と準備をする一年でした。  
本年度は、これらの成果や課題を踏まえつつ、引き続き「障害のある人が安心して暮らせる社会づくり」にむけて、他機関と連携しながら経営・実践・運動を大切に取り組みます。  
また、「障害者の権利条約」や「新法作成時の骨格提言」、「自立支援法違憲訴訟和解時の厚労省との基本合意文書」等を尊重した制度・政策の改善・充実を求めて行きます。

## 【重点課題】

### 1. 将来構想第五期5年計画(2018年～2022年)を策定し、推進します。

- 1) 次のホーム建設にむけて
  - ①建て貸し方式によるグループホーム開設を進めます。
  - ②古江跡地を購入し、グループホーム建設に向けて準備します。
- 2) グループホーム・福祉ホームの運営と体制の充実をはかります。  
・土日の開所(365日開所)に向けて、逐次ニーズに応じた体制を作っていきます。
- 3) 重度身体障害のある人や高齢化対策のための日中活動の場づくりを、国施策の動向を踏まえつつ進めます。  
・将来構想検討委員会・重度日中小委員会で、望むべき施設の中味を明らかにし、広島市への土地貸与要請を含め検討します。
- 4) 65歳問題の対応に係わって、共生型サービス(介護保険事業への参入)の導入について研究・検討します。
- 5) 放課後等ディサービス事業の開設を検討します。

### 2. 職員の確保、及び資質の向上・人材育成に取り組みます。

また、働きがいのある職場づくり、協力・共同できる職員集団づくりに取り組みます。

- 1) 職員の確保  
福祉業界はますます厳しい採用環境が続いていますが、新たなホーム開設にむけて人材を確保します。
  - ①求人方法について、引き続き学校との連携を深める努力や面談方法の工夫・改善をはかります。
  - ②リニューアルできたホームページを活用し、魅力ある求人情報の発信や宣伝効果を高めます。
  - ③初任給等の改訂で給与的にも魅力ある福祉会をめざし 2017 年度に労使協議に諮った給与規程の再改定案については労組の意向で成案に至りませんでした。再度案を練り直し職員や労組の理解をはかっています。
- 2) 人材育成、職場づくり
  - ①研修を重視し、内部・外部両研修の一層の充実と工夫で、職員の資質向上をはかります。  
人権問題に係わる研修・学習を継続します。
  - ②職員アンケートやそれに基づく個別懇談を継続し、また職場・グループ討議のあり方を工夫してチームワークを大切にする職場環境と職員集団づくりに努めます。
  - ③より良い職場づくりにむけては、労使協議等を通じて労使が協力共同できる環境をめざします。  
継続・残課題である超勤問題、各事業所の経営改善課題等にも取り組みます。
  - ④職員の資格取得を応援するため、「資格取得祝い金」制度を継続します。

### 3. 拡大する事業にふさわしい健全な運営と財政見直し、および中長期的な人事構想のもてる組織(機構)作りに取り組みます。

- ①「働き続けられる給与システムと、次代の人材確保」にむけて、2項に既述のごとく給与規程改定の検討を続けます。また、これに伴う人件費に留意し、福祉会の健全な経営＝収益増と赤字事業所の改善に引き続き努力します。
- ②「将来構想の事業展開＝施設建設」と「人材確保・定着」のバランスに配慮しつつ、経営・財政計画をしっかりと作っていきます。
- ③ 2018年施行の障害者総合支援法3年後の見直しや、報酬改定の影響への対応を図ります。

### 4. 高齢化に伴う課題をより明確にしつつ、取り組みを進めます。

・将来構想検討委員会・高齢化対策小委員会での協議を続け、最終提言づくりを進めます。

### 5. 「もみじ福祉会40周年をどう迎えるか」、準備を始めます。

・まずは、職員がもみじ福祉会の歴史を知り、もみじのミッション(存在意義、価値、使命等)を共有しつつ未来に向かえるよう努力します。

## 6. 従来の地域貢献活動の拡充や市社協等と連携した地域貢献に取り組みます。

### 【もみじ福祉社会のめざすものの実現に向けて】

#### I. 利用者の生きる力の獲得、生活の質の向上にむけて

##### 1. 豊かな労働・日中活動づくり

- ① 利用者の障害や発達段階に見合った作業種目・作業行程および活動内容の研究開発
- ② 看護師や理学療法士と連携した利用者の健康推進、及び重度障害を抱える利用者の二次障害予防のための研究・実践
- ③ 自立心や自立意識を育てていく立場に立った自治会活動の充実
- ④ 社会経験を広げていく場として、また、レクレーションの場としての各種行事の実施
- ⑤ 文化活動・クラブ活動の定着・充実
- ⑥ 地域の要求と連携しつつ、新たな日中活動の場づくりの取り組み。

##### 2. 豊かな生活・暮らしの場づくり

- ① 「合築ホーム夢トピア」「グループホームドリームハウス」「合築ホームハッピーホーム」「グループホームたんぼぼ」の運営の安定と支援の充実
- ② 古江跡地の有効な活用も含め、次のホーム開設(建て貸し方式)にむけた準備

#### II. 地域に根ざし、地域の障害者・関係者の福祉的ニーズに応える法人づくり

##### 1. 地域に根ざした作業所・ホームづくり

- ① 広報活動の充実
  - ・もみじ福祉社会ニュース「がんばろうや」の内容の充実ときめ組かな地域配布への取り組み
  - ・ウェブサイトの一層の充実・活用、豊かな情報発信
- ③ もみじ福祉社会のもつ施設・設備・情報・人材の地域における福祉的ニーズへの開放。  
市社協等と連携した地域貢献活動の推進
- ③ 地域・町内会行事等への参加や共同企画の推進。  
・町内会諸行事への参画や依頼への対応。作業所まつり、夢フェスティバルの協同実施など

##### 2. 地域の障害者・家族への支援と諸要求実現に向けて

- ① 地域の諸団体との協力・共同の推進、関係機関への働きかけ、
- ② 「障害者生活支援センターめーぷる」の障害者自立支援活動の推進
- ③ 「もみじヘルプステーション夢トピア」による在宅障害者への介護サービスの拡充
- ④ 「短期入所事業」による在宅障害者・家族への支援の拡充
- ⑤ 訪問介護員養成研修事業や福祉講座等の実施による福祉人材の育成や貢献
- ⑥ 障害をもった児童・生徒のニーズの把握と支援体制づくり
  - ・県立広島特別支援学校、県立北特別支援学校の放課後対策事業の継続、充実
  - ・放課後等サービスの検討

#### III. 人材育成・職員の資質の向上

- ① 「もみじ福祉社会のめざすもの」学習とそれに沿った実践の追求
- ② 内部研修体制の整備・充実と外部研修会の効果的な活用
  - ・初任者研修の充実、中堅、ベテラン職員の研修システムの研究、創設
  - ・障害者の特性や発達についての知識の修得。
  - ・人権問題、障害者差別解消法等の学習
  - ・作業行程の組織、仕事おこし、製品開発などに関わる知識・技能の修得
  - ・健康づくり・生活支援・自立支援・相談支援に関わる知識・技能の修得
  - ・福祉の制度や政策、運動についての知識・情報の学習と政策能力の形成
  - ・施設や法人運営に関する知識・情報・ノウハウの修得と政策能力の形成
- ③ 協力専門家の拡充
- ④ 研究・運動団体との連携を通しての研修
- ⑤ 職員の組織集団としての質・力量の向上。 虐待防止対策。

#### VI 財政基盤の強化

- ① 財政対策の検討と展望づくり
  - ・各事業所ごとの、健全な経営維持あるいは改善にむけての検討
  - ・将来構想第五期5カ年計画の推進に関わる資金計画の作成  
該当する場合の「社会福祉充実計画」の作成
- ② 支出削減と収益増への取り組み
  - ・支出の節減に向けての普段の点検・努力
  - ・諸助成金、補助金の有効な活用
- ③ 2018 報酬改定の影響の分析と対応

④事業拡大に応えうる事務体制の整備

## V. もみじ福祉会運営組織及び職員の労働条件の整備

### 1. 運営組織の整備

- ①新たな評議員会・理事会機能の発揮
- ②家族会との連携強化
- ③管理運営会議及び各運営会議(基幹会議)の体制、任務、分掌、及び連携のあり方の検討、改善
- ④中間管理職を含めた管理的職員の任務と分掌の明確化、及び連携・団結の強化
- ⑤協力専門家との連携の強化・充実
- ⑥人材の確保と適性配置

### 2. 労働条件の整備


- ①多様化する実践及び利用者の要求に応えうる処遇の追求と、働きやすい労働条件づくりの両立についての検討継続。
- ②労組も含めた、組織のあり方や労働条件についての検討。
  - ・一層魅力有る給与体系、職場づくりの検討、協議

# 監査報告書

平成 30 年 5 月 2 / 日

社会福祉法人もみじ福祉会

理事長 井上一成 殿

監事 黒住 基雄 

監事 堀田 稔 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行ないました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 記

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上